

「流山市手数料条例」の一部を改正する条例案に係る説明会  
(意見交換会議事録)

**日 時** 平成27年12月5日(土)16時から16時45分

**場 所** おおたかの森センター 会議室1

**説明会** 参加者 6名

**事務局** 嶋根課長、伊原課長補佐、藤澤開発指導係長、  
鈴木主事、山田主事

**意見交換会議事録** 別紙議事録のとおり

**配布資料**

流山市手数料条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

**意見交換会議事録**

本条例の改正は、開発行為に係る証明書等交付に係る手数料の改正となります。今回の改正の概要につきましては、都市計画法第37条及び都市計画法施行規則第60条について有料化し手数料を徴収することとしましたので、資料「流山市手数料条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領」とパワーポイントを使って説明を行いました。

概要説明に引き続き行った意見交換会は以下のとおりです。

**参加者 A**

都市計画法施行規則第60条の申請から交付までの期間はどの程度になりますか。

## 事務局

都市計画法施行規則第60条証明の交付までの期間については、適合している（6000円）ものについては、2～3週間と考えており、許可を受ける必要がないもの（500円）については、1週間程度で現状では考えています。

## 参加者 A

開発行為に該当しても都市計画法施行規則第60条証明は必要ですか。

## 事務局

最終的には建築主事の判断となりますが、開発登録簿の写しがあれば、都市計画法施行規則第60条証明の必要はないと考えます。

## 参加者 B

区画整理地内で、300㎡を超えている建築行為には都市計画法施行規則第60条証明は必要ですか。

## 事務局

必要になります。